

公益社団法人 日本コンクリート工学会
共催、協賛又は後援に関する規程

平成 30 年 3 月 23 日 制定

(目的)

第 1 条 この規程は、公益社団法人 日本コンクリート工学会（以下、「本学会」という。）以外の機関等が日本国内において主催する行事等（以下、「行事等」という。）に関して、本学会が共催、協賛又は後援（以下、「共催等」という。）をする場合における取り扱いについて定める。

(定義)

第 2 条 共催等の定義は、以下のとおりとする。

- (1) 共催とは、本学会が行事等の企画の当初から関与し、共催団体として内容、運営、経費負担等について協議を行って、その催しを開催する場合をいう。
- (2) 協賛とは、本学会が行事等の趣旨に賛同し、主として協賛金等の経済的負担をもって応援、援助するものであって、本学会がその催しの運営上の責任を一切負わない場合をいう。
- (3) 後援とは、本学会が行事等の趣旨に賛同し、本学会の名義、ロゴの使用を許可することのみをもって応援、援助するものであって、本学会が協賛金等の経済的負担を含めその催しの運営上の責任を一切負わない場合をいう。

(申請受理要件)

第 3 条 本学会に共催等を申請する機関等（以下、「機関等」という。）が、次の各号のいずれかに該当すること。

- (1) 国の行政機関、独立行政法人、特殊法人、地方公共団体
 - (2) 公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、若しくは過去に共催等の実績のある機関等
 - (3) 学校教育法で定める教育機関
 - (4) 新聞社、放送局
 - (5) 運営、事業を示すしかるべき資料等により専務理事が適切と判断した団体
2. 行事等の目的及び内容が、次の各号のいずれにも適合すること。
- (1) 行事等の趣旨又は内容が、コンクリートに係るもの若しくはこれを含むものであること。
 - (2) 公益を目的とし、特定の思想、政治、宗教を目的としないこと。
 - (3) 公序良俗に反する、或いは反する恐れのある内容を含まないこと。
3. 行事等の運営方法が、次の各号のいずれにも適合すること。

(1) 参加料等の金額が、行事等を運営する上で適切であること。

(2) 参加者の安全及び衛生が、十分確保されていること。

(申請受理手続き)

第4条 共催については、共催を希望する機関等から、原則として実施日の6ヶ月前までに、実施計画書を添付した本学会所定の申請書を受領する。

2. 協賛又は後援については、協賛又は後援を希望する機関等から、原則として実施日の2ヶ月前までに、実施計画書又は行事の趣旨と内容等を明示した資料（ポスター、パンフレット等）を添付した本学会所定の申請書を受領する。

3. 支部は、前2項について、定款に定める地域において開催される行事等に限り申請を受領することができる。

(許諾)

第5条 共催の許諾は、理事会が決議する。

2. 協賛の許諾は、以下のとおりとする。

(1) 協賛金 50万円未満：本部においては専務理事、支部においては支部長が決裁し、その結果を理事会に報告する。

(2) 協賛金 50万円以上

100万円未満：専務理事が決裁し、その結果を理事会に報告する。

(3) 協賛金 100万円以上

300万円未満：会長が決裁し、その結果を理事会に報告する。

(4) 協賛金 300万円以上：理事会が決裁する。

3. 後援の諾否は、本部においては専務理事、支部においては支部長が決裁し、その結果を理事会に報告する。

附則

1. この規程は、平成30年4月1日から実施する。

2. この規程の改廃は、理事会が決定する。